

2020年2月14日

各 位

会 社 名 石 垣 食 品 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 垣 裕 義
(コード番号 2901 東証JASDAQスタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 総 務 部 長 小 西 一 幸
(電話番号 03-3263-4444)

2020年3月期(第63期)第3四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出に関するお知らせ

当社は、本日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
2020年3月期(第63期)第3四半期報告書(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
2. 延長前の提出期限
2020年2月14日(金曜日)
3. 延長が承認された場合の提出期限
2020年3月16日(月曜日)
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2020年2月10日付「2020年3月期 第3四半期 決算発表の延期と社内調査の実施に関するお知らせ」に記載のとおり、2020年2月10日の決算発表に向けて決算作業を進めてまいりましたが、このたび外部より、2018年3月期以降の連結決算について、連結子会社の損益に係る帰属期間の計上誤りや関連当事者注記の記載漏れ等が生じている可能性があること指摘されたことから、調査を行い、必要であれば以後の決算について訂正を行う必要が発生いたしました。

本件は、主に会計処理の誤り等に起因するものであり、不正取引によるものではないものと認識しております。ただ、当社ではかかる事態を過年度を含む複数年度に影響が及ぶ可能性がある事柄と認識していることから、社内調査組織、監査等委員である取締役(社外取締役)および外部専門家による詳細な調査を実施し、監査法人による訂正監査及び追加的な監査手続きも実施することで厳格に対処する方針であり、本調査等に1カ月程度の時間を要する見込みとなったことから、当社は2020年3月期(第63期)第3四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することといたしました。

5. 今後の見通し
今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。

株主の皆様をはじめ、関係各位の皆様にはご迷惑とご心配をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上